様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025　　年　2　月　27　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうきょうでんりょくほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社  （ふりがな） こばやかわ　ともあき  （法人の場合）代表者の氏名 　小早川　智明  住所　〒100-8560  東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  法人番号　1010001008825  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①-1:TEPCO統合報告書2022  ①-2:TEPCO統合報告書2020-2021  ①-3:東京電力グループにおけるDX  ①-4:TEPCO DX白書2023  ①-5:TEPCO統合報告書2024  ①-6:TEPCO DX白書2024（お知らせ） | | 公表日 | ①-1:2022年10月6日  ①-2:2021年8月10日  ①-3:2021年1月12日  ①-4:2023年12月19日  ①-5:2024年10月4日  ①-6:2024年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202210tougou-j.pdf、P21  ①-2:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202108tougou02-j.pdf、P11  ①-3:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/dx\_governance/2\_dx\_governance.html、ガバナンス-DX担当役員メッセージ  ①-4:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/pdf/TEPCO\_DXhakusho2023.pdf、P01  ①-5:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202410tougou-j.pdf、P11  ①-6:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/press/news/2024/pdf/241218j0101.pdf | | 記載内容抜粋 | ①-1:世界的なエネルギー事情の変化やデジタル化の進展により、きわめて速いスピードで生活が変化するなか、環境変化に合わせ、お客さまや社会の皆さまのご期待に応える、また社会への貢献にも資するさまざまなサービスを、スピード感を持って、具体的に提案することが必要です。  ①-2:カーボンニュートラルをめざすための再生可能エネルギーの利用と、お客さまの満足を実現する電化促進をかけ合わせ、そこにDXによる業務革新を組み合わせることによって、「カーボンニュートラル」と「防災」といった新たな価値を提供するビジネスモデルへと転換してまいります。  ①-3:業務カイゼン活動とデータ活用・デジタル技術の融合により、業務プロセスや組織、働き方の全てを刷新し、生産性倍増と新しいビジネスモデルの創造をめざします。既存事業の生産性を飛躍的に高める「お客さま体験向上」や「働き方改革」などを実現するとともに、新たなビジネスモデルやサービスを創出して新たな収益源を確保してまいります。  ①-4: 当社グループは、電力安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革に取り組んでおり、DX活動はその推進方策として位置付けています。TEPCODXでは、DXの目指す姿を企業の存在意義から「ゼロカーボンエネルギー社会の実現を牽引」、具体的な行動として「徹底的なデータ化」としています。そして徹底的なデータ化により、当社グループが事業構造変革として取り組んでいる２つのビジネスモデル、「電力ワンストップ」ビジネスモデルの磨き込みと「トランジション・パートナー」ビジネスモデルの獲得を実現してゆきます。  ①-5: 社会のデジタル化の進展による競争環境の変化に対応していくため、ビジネスモデルを変え、組織としてデジタルトランスフォーメーション（DX）に対応できる能力を具備していくことを年度計画にも位置づけています。  ①-6：当社は、本日、「TEPCO DX 白書 2024」を発行いたしました。当社グループは、電力の安定供給とカーボンニュートラルの両立に向け、徹底的なデータ化による事業構造変革を推進しています。本白書は、当社のDX活動「TEPCO DX」による変革の方向性や具体的な事例、また、これらを支えるDX人財の育成、デジタルインフラの構築・利活用などについて取りまとめたものとして、2023年度より発行しております。今回は、昨年度から大きなアップデートのあった取り組みについて内容を充実させております。具体的には、センシング機能や AI・ドローン等の先進技術を活用した変電所のデジタル化、当社専用環境への生成 AI 導入、「TEPCO DX」による価値発揮に向けた道筋（ロードマップ）の追加などを行っております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方向性に基づき作成。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ②-1:TEPCO統合報告書2022  ②-2:TEPCO統合報告書2020-2021  ②-3:社内組織の改編について  ②-4:東京電力グループにおけるDX  ②-5:TEPCOが挑戦したAI×オムニチャネルコンタクトセンター- Amazon Connect活用  ②-6:TEPCO DX白書2023  ②-7:TEPCO統合報告書2024  ②-8:TEPCO DX白書2024 | | 公表日 | ②-1:2022年10月6日  ②-2:2021年8月10日  ②-3:2020年3月12日  ②-4:2021年1月12日  ②-5:2021年5月12日  ②-6:2023年12月19日  ②-7:2024年10月4日  ②-8:2024年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ②-1:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202210tougou-j.pdf、P62,63  ②-2:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202108tougou02-j.pdf、P45,46  ②-3: プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/press/release/2020/1533932\_8710.html、１.「DXプロジェクト推進室」の設置  ②-4:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/dx\_strategy/3\_dx\_strategy.html、戦略-戦略の展開  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/dx\_digitaltechnology/5\_dx\_digitaltechnology.html、デジタル技術の活用-Technology  ②-5:AWS Summit Online 2021にてスピーチ  https://d1.awsstatic.com/events/jp/2021/summit-online/CUS-05\_AWS\_Summit\_Online\_2021\_TEPCO\_EP.pdf、P13-22  https://www.youtube.com/watch?v=wMiVwxwKNpA  ②-6: ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/pdf/TEPCO\_DXhakusho2023.pdf、P01  ②-7:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202410tougou-j.pdf、P53  ②-8: ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/pdf/TEPCO\_DXhakusho2024.pdf、P20、P22 | | 記載内容抜粋 | ②-1:TEPCO統合報告書2022、P62  TEPCOグループは、電力の安定供給とカーボンニュートラルを両立するため、お客さまや電力設備等の経営基盤を基軸にデジタル化とデータ駆動に基づく創造的破壊によるビジネス変革を実現する「TEPCO DX」を推進しています。  「TEPCO DX」では、2,700万軒のお客さま、600万本の電柱等膨大なグループ経営基盤を、AI音声テキスト変換・3Dスキャナー・ドローン等を活用し、デジタル空間に構築したデジタルデータにより、ビジネス変革・業務変革を実現しています。  さらに、デジタル化とデータ駆動により、「顧客体験の向上」、「データ分析やAIによる生産性倍増」、「データ流通等によるアライアンス先との新ビジネスの創造」をめざします。  ②-3:社内組織の改編について  東京電力ホールディングスが、災害復旧対応に資するデジタル化をはじめとした東京電力グループ各社のDXに関する取り組みを統括・主導し、デジタル技術やカイゼン等のノウハウを活用することで、従来の業務の延長に留まらない業務プロセスの刷新を行い、お客さまにご満足いただけるサービスの提供を目指します。  （具体的な取り組み）  ②-4:東京電力グループにおけるDX、デジタル技術の活用- Technology  【送電線に沿ってドローンが自動飛行・撮影する「送電線点検用ドローン自動飛行システム」】  従来、送電線の点検作業は主に高倍率スコープやヘリコプターなどを用いて目視で行っていましたが、一般的なドローンにも搭載可能な対象物検知センサーで送電線を検知し、カメラを搭載したドローンが自動飛行しながら、最適な画角で送電線の異常（例：腐食、劣化など）などを撮影することで、点検作業の大幅な効率化とコスト低減を可能にしました。  【お引越しに伴う電気・ガスの使用開始・停止等の電話受付においてAI（人工知能）技術を活用した電話受付】  よりスムーズな電話対応を目指し、一部電話受付において、音声による自動対話技術を有するAIを導入した受付を開始いたしました。これにより、オペレーター要員以上のお問い合わせが輻輳した場合等にお客さまにお待ちいただいていた時間の削減につながり、よりスムーズな電話対応が可能となります。  さらには、子会社である東京電力エナジーパートナー株式会社にて展開しているFAQ（よくある質問）においてもAIを活用しており、お客さまからのご意見をもとに、よりスムーズな情報を提供するための検索機能の精度向上にも取り組んでいるところです。  ②-6: TEPCO DXでは、ステークホルダーやパートナーの方々とデータでつながることにより、ゼロカーボンエネルギー社会が実現されると考えます。当社グループは、日本の1/3 のお客さまや電力設備の情報を保有しており、自治体や他産業の方々とデータ流通する、社会データインフラZero Carbon Energy Data Hub を基盤として構築し、サービス提供も開始しています。DX とは、最新テクノロジーやデータを活用することで、業務プロセスを変革し、新ビジネスを創造する、つまり“未来をつくる”ことと考えます。多くの方々とともに、ゼロカーボンエネルギー社会という未来の実現を目指してゆきます。  ②-7: TEPCOグループでは、電力安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けて、DX活動を推進しています。既存ビジネスの磨き込みや、さまざまなステークホルダーと連携した新たなビジネスモデルの確立を進めており、2024年5月にはこれらの取り組みが評価され、電力会社としては唯一「DX注目企業2024」に選定されました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方向性に基づき作成。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②-2:TEPCO統合報告書2020-2021、P45,46  ②-1:TEPCO統合報告書2022、P63  ②-8:TEPCO DX白書2024、P20、P22 | | 記載内容抜粋 | ②-2:組織としては、2020年4月にTEPCOグループ全体の持続性のあるDX戦略を推進するDXプロジェクト推進室を新設。  企業文化の変革として、DXビジネス変革委員会を設置し、カイゼン活動をベースにグループを横断する社長直轄のDX重点プロジェクトを選定して変革を推進します。  ②-1:DXエコシステムとして、デジタル基盤の構築や失敗を恐れない組織文化の醸成、変革に挑戦するDX人財の育成等に積極的に取り組んでいます。  2022年度からは、「カイゼン×デジタル」による事業構造変革を加速するため、全社員を対象としたデータやデジタル技術のリスキリング、マインドセット研修によるDX全社員化に取り組み、2025年度までに約6,000名のDX人財育成をめざします。  ②-8:  ・各社社長・CFO・CIO 等で構成するグループ横断のDXビジネス変革委員会を設置し、取締役会とも連携  ・DX ビジネス変革委員会のもと、TEPCO グループにおける全体方針「TEPCO DX」を策定し、DXプロジェクトを推進  ・グループ横断の直轄プロジェクト組成、DXエコシステム・DX人財育成・デジタルインフラを整備  ・経営理念や事業戦略、生成AI 等の最新技術の動向を踏まえたDX人財育成方針を策定  ・TEPCO DX の推進に必要な知識やスキル、経験を踏まえ、デジタルスキル標準を基に6 職種・4 レベルで人財像を定義  ・2024 年度までに全社員の2 割にあたる約6,000 人をDX 推進の中核人財として育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②-4:東京電力グループにおけるDX、戦略-戦略の展開  ②-5:TEPCOが挑戦したAI×オムニチャネルコンタクトセンター- Amazon Connect活用、P13-22  ②-8:TEPCO DX白書2024、P26 | | 記載内容抜粋 | ②-4:電力オペレーションやプロセスを支えるIT基盤は、電力業界で共通する部分が多いため、独自で構築するのではなく共有化できる仕組みとしてのコミュニティ・クラウド「TEPcube」を構築しました。共有化によってレジリエンスが高まったIT基盤上で、「Grid Data Bank Lab」によるスマートメータデータを同業種間・異業種間で共創することで、社会課題の解決に繋がるサービスの創造や付加価値の創出を実現するビジネスモデルを確立していきます。  ②-5:抜本的な業務変革によるコールセンターのコスト削減とCX向上を目指し、レガシーシステムからの脱却、オムニチャネル化、そしてAmazon Connectのオープンな拡張機能を活用したAIとの連携に挑戦し以下を実現。  「複数のAIボイスボットソリューションの並行導入によるAIボイスボットによる自動応答」「Zendeskとの連携によるAIボットチャットからオペレータへの引き継ぎ連携」「AmiVoiceと連携し音声認識によるオペレータと管理者を支援」「各種ログをモニタリング用ツールに連携することで着信状況をモニタリング」  ②-8:  ・「データの統合・活用」、「システムのモダナイズ化」、「データの民主化」により、新たな価値創出・事業構造変革に向けた基盤整備を推進  ・データの所在を明らかにし、データを繋いで経営判断等に資する材料を提供し、ビジネスモデルを変革・稼ぐ力を向上  ・運用中のシステムを対象に、技術的適合性・業務適合性・維持コストを見える化し、カイゼン計画を策定・経営資源を効率化  ・社会的な課題解決に貢献する新ビジネスの創造に向け、グループ全体のデータリソースを戦略的に活用し、機動的に共創活動を促進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ③-1:東京電力におけるDX-成果指標  ③-2:TEPCO統合報告書2019  ③-3:TCFD提言に基づくシナリオ分析2022  ③-4:TEPCO統合報告書2024 | | 公表日 | ③-1:2021年1月12日  ③-2:2019年10月1日  ③-3:2022年12月5日  ③-4:2024年10月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ③-1:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/about-dx/dx\_performanceindex/6\_dx\_performanceindex.html、成果指標  ③-2:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/201910tougou-j.pdf、P81,96  ③-3:ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/esg/pdf/tcfd2022-j.pdf、カーボンニュートラル戦略、P32  ③-4:プレスリリース・ホームページにて公表  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202410tougou-j.pdf、P7 | | 記載内容抜粋 | ③-1: 東京電力グループは、「カーボンニュートラル」や「安定供給・防災」を軸とした様々な価値創造に取り組み、お客さまの信頼につなげていくことを目指し、それぞれに指標を設定しています。  安定供給・防災では、レジリエンスの概念や、デジタルトランスフォーメーションを活用し地域のお客さま一人ひとりの安心の実現を目指しています。カーボンニュートラルに関するDXの成果指標としては東京電力グループにおけるCO2削減目標に紐づけ管理しています。東京電力ホールディングスは、東京電力グループ各社のDXに関する取り組みを統括・主導し対応します。  ③-2:安定供給（TEPCO統合報告書2019）  指標として従来より管理している「1軒あたりの年間平均停電時間(SAIDI)」「1軒あたりの年間平均停電回数(SAIFI)」「1回の停電が復旧するまでの平均時間(CAIDI) 」を防災の成果指標として継続管理していく。  ③-3:カーボンニュートラル（TCFD提言に基づくシナリオ分析2022）  2030年度目標：Scope1・2･3 の販売電力由来CO2排出量を2013年度比で50%削減、2050年目標：エネルギー供給由来のCO2排出実質ゼロに挑戦。  安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けて事業構造を変革し、社会とともに持続可能な成長を実現してまいります。  ③-4:  ・【DX推進人財の育成人数】目標年度：2024　目標：6,000人（全社員の2割以上）  ・【DXによる業務削減時間】目標年度：2030　目標：400,000時間/年 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ④-1:2020年11月13日  ④-2:2021年8月10日  ④-3:2024年10月4日 | | 発信方法 | ④-1:小早川代表執行役社長より電気事業連合会 社長会見にて発信  電気事業連合会 社長会見について  https://www.tepco.co.jp/press/release/2020/1562975\_8710.html、会見資料、P4  ④-2:小早川代表執行役社長より統合報告書にて発信  TEPCO統合報告書2020-2021  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202108tougou02-j.pdf、P11  ④-3:小早川代表執行役社長より統合報告書にて発信  TEPCO統合報告書2024  https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual\_report/pdf/202410tougou-j.pdf、P11 | | 発信内容 | ④-1:「脱炭素」と同時に「防災」という新たな価値を提供する「新しい電化」の事業展開について説明。  ④-2:カーボンニュートラルをめざすための再生可能エネルギーの利用と、お客さまの満足を実現する電化促進をかけ合わせ、そこにDXによる業務革新を組み合わせることで期待を超える価値を提供し続けることを説明。  ④-3:最新のデジタル技術等を学べる環境や、実践の機会を提供することで、DXに精通した人財を計画的に増やしています。大切なことは、システムの知識に詳しいだけでなく、デジタル化したい業務の中身をよく理解したうえでシステムシンキングを続けていくことだと考えています。大局観を持って取り組んでいける人財を育成していきたいと思います。  　東京電力ホールディングス内にはDX推進部署（DXプロジェクト推進室）やカイゼン推進部署（カイゼン推進室）があり、TEPCOグループの中で組織横断的な役割を果たしています。DXやカイゼンの取り組みは、業務効率を向上させる直接的な効果だけではなく、企業価値の向上にもつながるものと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年　4月頃　～　継続中 | | 実施内容 | DXプロジェクト推進室にて、毎週、CIOとの対話・報告会を実施。重要な案件（戦略や実行プロジェクト）などは必要の都度、経営企画会議やDXビジネス変革委員会にて附議し方向性を決定している。  また、DXビジネス変革委員会にて、経営課題（CN・安定供給）に直結する直轄プロジェクトを選定。定期的に委員会を開催し進捗・成果をモニタリングしている。  情報処理システムの状況については、四半期毎にHD経営会議に報告し社長の指示のもとで課題対応の方向性を決定。大規模システムの企画構想と課題については、HD最高情報責任者（CIO）が主査となる「業務革新・IT活用部会」（月2回程度開催）にて、審議を行い、CIOが対応指示を出している。さらにHDのCIOが主査となり、各事業会社CIOが参加するCIOコミッティーを週次で運営。その中で企画構想・開発案件のモニタリング状況の報告（月１回）やその他課題を共有・検討し、四半期毎に経営会議に報告。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年　3月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 日本電気技術規格委員会が定めるガイドライン等に基づき、システムのセキュリティ対策、セキュリティ教育等の対策を実施しており、実施状況に対する監査を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。